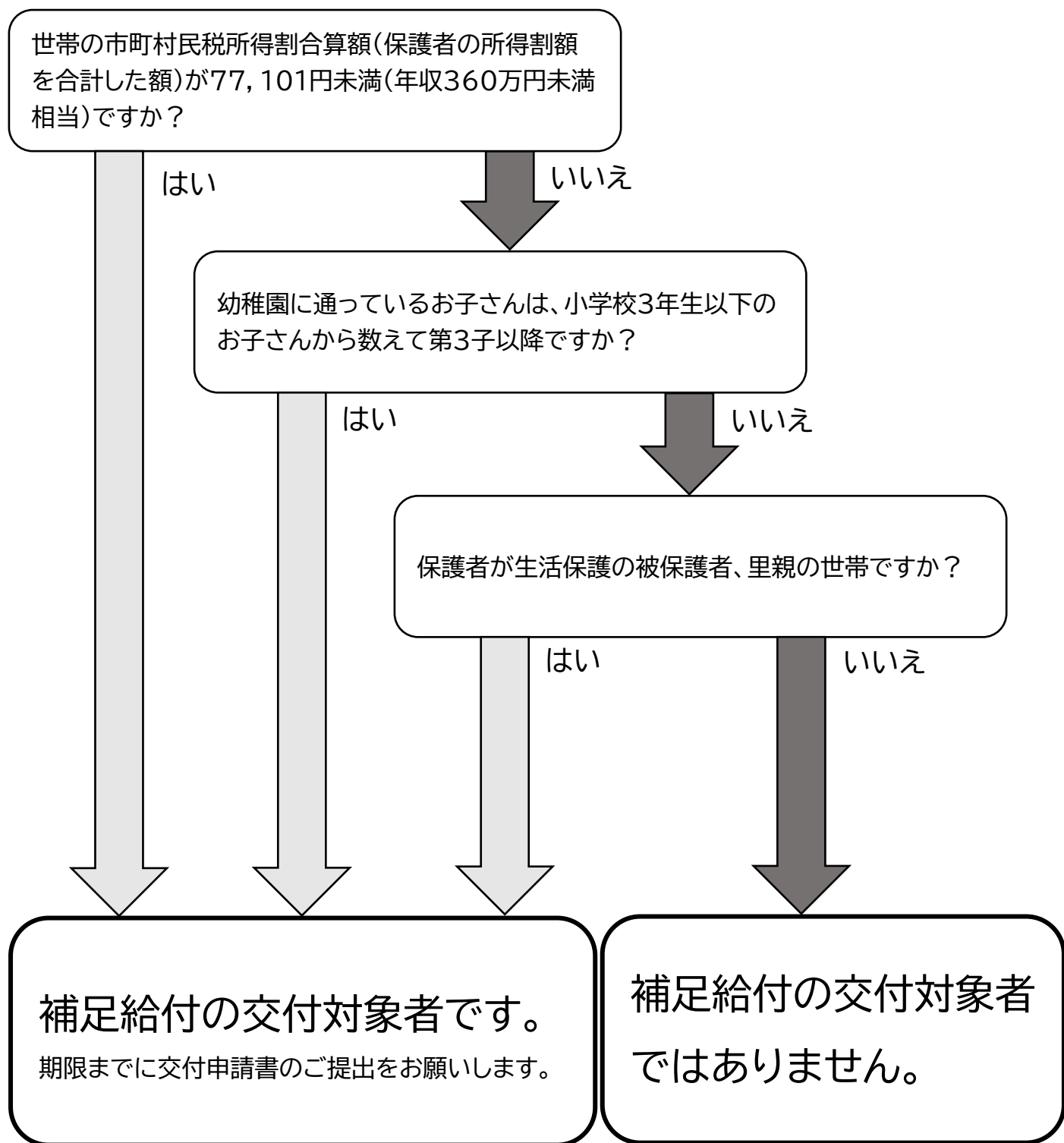


副食費の実費徴収に係る補足給付事業 対象者確認フローチャート



〈注意事項〉

詳細は「令和7年度 副食費の補足給付に関するお知らせ」をご確認ください。

所得の要件で申請をされる場合、令和6年度分及び令和7年度分の収入申告がされていないと対象者の判定ができないため、個別に申告手続きをご案内することがあります。その場合はお早めに税務課市民税係にて申告手続きをお願いします。申告がない場合、交付申請の対象とならないことがありますのでご注意ください。

交付対象者の方であっても、申請書の提出がない場合は補足給付費を交付することができません。そのため、交付を希望される場合は必ず申請書の提出をお願いします。